

議案第15号

つくば市職員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員定数条例の一部を改正する条例

つくば市職員定数条例（昭和62年つくば市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「6か月以内の期間を定めて雇用される者」を「臨時又は非常勤の職員」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

次に掲げる職員は、前条の定数外とする。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 自己啓発等休業中の職員
- (3) 配偶者同行休業中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 派遣を命ぜられた職員

第3条第2項中「派遣職員が派遣を解除された場合又は休職職員が復職を命ぜられた」を「前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

つくば市職員定数条例（昭和62年つくば市条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。）をいう。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 <u>次に掲げる職員は、前条の定数外とする。</u></p> <p>(1) <u>休職を命ぜられた職員</u></p> <p>(2) <u>自己啓発等休業中の職員</u></p> <p>(3) <u>配偶者同行休業中の職員</u></p> <p>(4) <u>育児休業中の職員</u></p> <p>(5) <u>派遣を命ぜられた職員</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した</u> 場合で定数に欠員がなかったときは、欠員を生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（<u>6か月以内の期間を定めて雇用される者を除く。</u>）をいう。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第3条 <u>派遣職員及び休職職員は、前条の定数外とする。</u></p> <p>2 <u>派遣職員が派遣を解除された場合又は休職職員が復職を命ぜられた場合</u>で定数に欠員がなかったときは、欠員を生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>